がん対策基本法の改正について

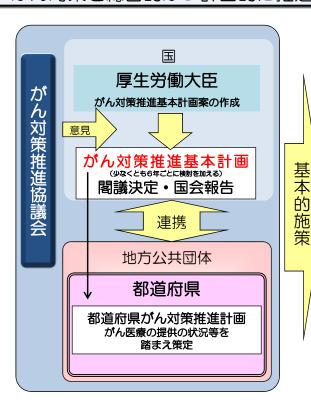
がん対策基本法の改正について

厚生労働省健康局 がん・疾病対策課

がん対策基本法 (平成18年法律第98号)

(平成18年6月成立、平成19年4月施行、平成28年12月改正・施行)

がん対策を総合的かつ計画的に推進



第一節:がん予防及び早期発見の推進

- がんの予防の推進
- がん検診の質の向上等

第二節:がん医療の均てん化の促進等

- 専門的な知識及び技能を有する医師その他の 医療従事者の育成、医療機関の整備等
- がん患者の療養生活の質の維持向上
- がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第三節:研究の推進等

- がんに関する研究の促進並びに研究成果の活用
- 罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困 難であるがんに係る研究の促進 等

第四節:がん患者の就労等

- がん患者の雇用の継続等
- がん患者における学習と治療との両立
- 〇 民間団体の活動に対する支援

第五節:がんに関する教育の推進

○ 学校教育等におけるがんに関する教育の推進

玉

Ē

がん対策基本法の一部を改正する法律の概要

(平成28年12月9日成立、12月16日公布・施行)

1. 目的規定の改正(第1条)

目的規定に「がん対策において、がん患者(がん患者であった者を含む。)がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていること」を追加

2. 基本理念の追加(第2条)

- ① がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること
- ② それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること
- ③ 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること
- ④ 国、地方公共団体、医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること
- ⑤ がん患者の個人情報の保護について適正な配慮がなされるようにすること

3. 医療保険者の責務・国民の責務の改正(第5条、第6条)

- ①医療保険者は、がん検診の結果に基づく必要な対応に関する普及啓発等の施策に協力するよう努力
- ②国民は、がんの原因となるおそれのある感染症に関する正しい知識を持ち、がん患者に関する理解を深めるよう努力

4. 事業主の責務の新設(第8条)

がん患者の雇用の継続等に配慮するとともに、がん対策に協力するよう努力

5. がん対策基本計画等の見直し期間の改正(第10条、第12条)

がん対策推進基本計画・都道府県がん対策推進計画の見直し期間を「少なくとも6年ごと」(現行は5年)に改正

6. 基本的施策の拡充

- (1)がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発等(第13条)
- (2) がんの早期発見の推進(第14条)
 - ① がん検診によってがんに罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を明記
 - ② がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努力
- (3)緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門性を有する医療従事者の育成(第15条)
- (4) がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正 (第17条)
 - ① がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断時から適切に提供されるようにすること
 - ② がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること
 - ③ がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策を明記
- (5) がん登録等の取組の推進(第18条)
- (6) 研究の推進等に係る規定の改正(第19条)
 - ① がんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項を追加
 - ② 罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進についての必要な配慮を追加
 - ③ がん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備に必要な施策を明記
- (7)がん患者の雇用の継続等(第20条)
- (8)がん患者における学習と治療との両立(第21条)
- (9) 民間団体の活動に対する支援(第22条)
- (10) がんに関する教育の推進(第23条)

健発1216第16号 平成28年12月16日

厚生労働省健康局長(公印省略)

がん対策基本法の一部を改正する法律の公布について

がん対策基本法の一部を改正する法律については、本年11月15日に第192回臨時国会に 提出され、同年12月9日に可決成立し、本日、平成28年法律第107号として公布されました。 この法律は、公布日から施行されます。

厚生労働省をはじめ政府は、平成18年に成立したがん対策基本法(平成18年法律第98号。以下「法」という。)に基づき、がん対策を着実に実施してきました。法に基づき策定する第2期がん対策推進基本計画(平成24年6月8日閣議決定)では「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」「がんと診断されたときからの緩和ケアの推進」「働く世代や小児へのがん対策」「がんの教育・普及啓発」「がん患者の就労を含めた社会的な問題」などを盛り込み、総合的な対策を進めております。また、がん対策をさらに加速するため、平成27年12月に「予防」「治療・研究」「がんとの共生」の3つの柱とするがん対策加速プランを策定したほか、本年1月には、がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)を施行するなど、がん対策は大きく進んできました。

今般、法が成立してから10年の節目を迎え、こうしたがん対策をめぐる状況の変化等に 鑑み、がん対策を更に推進するために、法の一部が改正されました。

改正の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、貴職におかれては、その趣旨及び概要 について十分御了知の上、管内市町村を始め、管内のがん診療連携拠点病院、都道府県医 師会等の関係団体等に対して周知いただき、特段の御配慮をお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

今回の改正は、法の成立から10年が経過し、その間に、がん医療のみならず、がん患者に係る就労・就学支援等の社会的問題等に対処していく必要が明らかになったことを踏ま

え、がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん 患者が、その置かれている状況に応じ、福祉的支援・教育的支援も含む必要な支援を受け ることができるようにすること等を基本理念に明記するとともに、事業主の責務について 定めるほか、がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正、がん患者の雇用の継 続等に係る規定及びがんに関する教育の推進のための規定の新設等、基本的施策の拡充を 図ることを主な内容とするものである。

第2 改正の概要

1 目的規定の改正

目的規定に、がん対策においてがん患者(がん患者であった者を含む。以下同じ。) がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み、がん対策を推進する旨を加えること。(第1条関係)

2 基本理念の追加

基本理念として次の事項を加えること。(第2条第4号から第8号まで関係)

- (1) がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。
- (2) それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること。
- (3) 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、 総合的に実施されること。
- (4) 国、地方公共団体、医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動 を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。
- (5) がん患者の個人情報(個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、 生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の 情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるも のを含む。)をいう。)の保護について適正な配慮がなされるようにすること。

3 医療保険者の責務に係る規定の改正

医療保険者が協力するよう努めなければならない施策の例示として、がん検診の結果に基づく必要な対応に関する普及啓発等を規定すること。(第5条関係)

4 国民の責務に係る規定の改正

国民の責務につき、がんに関する正しい知識の例示として「がんの原因となるおそれのある感染症」を規定するとともに、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければならない旨を加えること。(第6条関係)

5 事業主の責務

事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公 共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとすること。(第8条関係)

6 がん対策推進基本計画等の見直し期間に関する改正

がん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画の見直し期間について「少なくとも5年ごと」とされているところを「少なくとも6年ごと」に改めること。(第10条第7項及び第12条第3項関係)

7 がんの予防の推進に係る規定の改正

がんの予防の推進のために必要な施策の例示として、次の事項を規定すること。(第 13条関係)

- (1) がんの原因となるおそれのある感染症に関する啓発及び知識の普及
- (2) 性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発及び知識の普及
- 8 がん検診によりがんの疑いがあると判定された者等が必要な診療を受けることの促進等
 - (1) 国及び地方公共団体は、がん検診によってがんに罹患している疑いがあり、 又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進す るため、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとすること。(第 14条第2項関係)
 - (2) 国及び地方公共団体は、がん検診の質の向上等に関する施策を効果的に実施するため、がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。(第14条第3項関係)
- 9 緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門性を有する医療従事者の育成

がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策の例示として、緩和ケア(がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。10において同じ。)のうち医療として提供されるものに携わる医療従事者の育成を図るための施策を規定すること。(第15条関係)

- 10 がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正
 - (1) がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策の例示として、次の事項を規定すること。(第17条関係)
 - ① がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるように すること。
 - ② がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること。

(2) 国及び地方公共団体は、がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策のほか、がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとすること。(第17条関係)

11 がん登録等の取組の推進に関する改正

国及び地方公共団体は、がんに係る調査研究の促進のため、がん登録等の推進に関する法律第2条第2項に規定するがん登録(その他のがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等のための取組を含む。以下11において同じ。)、当該がん登録により得られた情報の活用等を推進するものとすること。(第18条第2項関係)

12 研究の推進等に係る規定の改正

- (1) 国及び地方公共団体が研究の促進等を行う事項として、「がんの治療に伴う 副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患 者の療養生活の質の維持向上に資する事項」を加えること。(第19条第1項関 係)
- (2) 国及び地方公共団体が研究の促進等のために必要な施策を講ずるに当たっては、罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとすること。(第19条第2項関係)
- (3) 国及び地方公共団体は、がん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとすること。 (第19条第3項関係)

13 がん患者の雇用の継続等

国及び地方公共団体は、がん患者(その家族を含む。以下13及び15において同じ。) の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する 啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとすること。(第20条関係)

14 がん患者における学習と治療との両立

国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとすること。(第21条関係)

15 民間団体の活動に対する支援

国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとすること。(第 22 条関係)

16 がんに関する教育の推進

国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のた

めに必要な施策を講ずるものとすること。 (第23条関係)

17 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から施行すること。 (附則第1項関係)
- (2) その他所要の規定の整備を行うこと。

○がん対策基本法 (平成十八年法律第九十八号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

撵 Ш 目灾 目灾

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 がん対策推進基本計画等(第十条—第十二条)

第三章 基本的施策

第一節 がんの予防及び早期発見の推進 (第十三条・第十四条)

第二節 がん医療の均てん化の促進等(第十五条—第十八条)

第三節 研究の推進等(第十九条)

第四節 がん患者の就労等(第二十条―第二十二条)

第五節 がんに関する教育の推進(第二十三条)

第四章 がん対策推進協議会 (第二十四条・第二十五条)

宗表

第一章 総則

(国紀)

し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡 の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって 第一章 総則 (第一条—第八条)

第二章 がん対策推進基本計画等 (第九条―第十一条)

第三章 基本的施策

第一節 がんの予防及び早期発見の推進 (第十二条・第十三条) 第二節 がん医療の均てん化の促進等(第十四条—第十七条)

第三節 研究の推進等 (第十八条)

[海敦]

[犛蝦]

第四章 がん対策推進協議会 (第十九条・第二十条)

宏副

第一章 総則

(国治)

第一条 この法律は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展一第一条 この法律は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展 し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡 の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって

重大な問題となっている現状並びにがん対策においてがん患者(が **ん患者であった者を含む。以下同じ。)がその状況に応じて必要な** 支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっているこ とに鑑み、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基 本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師等及び 事業主の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の 策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定める ことにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的と する。

(基本理念)

ばならない。

|~|| [盤]

四 がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社 会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、 適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の 必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患 者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活 を営むことができる社会環境の整備が図られること。

五~れだれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること。 大 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に 配慮しつつ、総合的に実施されること。

重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を 図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、 医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びにがん対策 の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基 本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に 推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 がん対策は、汝に掲げる事項を基本理念として行われなけれ 第二条 がん対策は、汝に掲げる事項を基本理念として行われなけれ まないいなく。

|~|1| 〔盤〕

[犛蝦]

[犛蝦]

[楚戰]

七 国、地方公共団体、第五条に規定する医療保険者、医師、事業 主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係 者の相互の密接な連携の下に実施されること。

八 がん患者の個人情報 (個人に関する情報であって、当該情報に 含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識 別することができるもの(他の情報と照合することにより、特 定の個人を識別することができることとなるものを含む。) を いう。) の保護について適正な配慮がなされるようにすること

(医療呆倹者の責務)

第五条 医療保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七 年法律第八十号) 第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八 条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。)は、国及び地方公 共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診 (その結果に基づく必要な対応を含む。) に関する普及啓発等の施 策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

す影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する正し い知識を持ち、がんの予防に必要な注意を対が、必要に応じ、がん 検診を受けるよう努めるほか、がん患者に関する理解を深めるよう 努めなければならない。

[犛蝦]

(医療保険者の責務)

第五条 医療保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七 <u>条第七項に規定する医療保険者</u>をいう。)は、国及び地方公共団体 が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診に関す る普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼ 第六条 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼ す影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意 を払うよう努めるとともに、必要に応じ、がん検診を受けるよう努 めなければならない。

(事業主の責簽)

第八条 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めると ともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努め るものとする。

(法制上の措置等)

第二章 がん対策推進基本計画等

(がん対策推進基本計画)

ん対策の推進に関する基本的な計画(以下「がん対策推進基本計画」 という。)を策定しなければならない。

い~の [器]

マ 政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の 効果に関する評価を踏まえ、少なくとも大年ごとに、がん対策推進 基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更 しなければならない。

∞ [盤]

(関係行政機関への要請)

(法制上の措置等)

継 (M)

第二章 がん対策推進基本計画等

(がん対策推進基本計画)

第十条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、が | 第九条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、が **ん対策の推進に関する基本的な計画(以下「がん対策推進基本計画」** という。)を策定しなければならない。

(2) 0~20

マ 政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の 効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、がん対策推進 基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更 しなければならない。

∞ [盤]

(関係行政機関への要請)

(都道府県がん対策推進計画)

- 第十二条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするととも | 第十一条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするととも に、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況 等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画 (以下「都道府県がん対策推進計画」という。) を策定しなければ ならない。
- 2 都道府県がん対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百 五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成 十四年法律第百三号) 第八条第一項に規定する都道府県健康増進計 画、介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十八条第一項に 規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定によ る計画であってがん対策に関連する事項を定めるものと調和が保 たれたものでなければならない。
- sp 都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化 pp 都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化 を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価 を踏まえ、少なくとも大年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検 計を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努め なかんばならなく。

第三章 基本的施策

紙十ペ [器]

(都道府県がん対策推進計画)

- に、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況 等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画 (以下「都道府県がん対策推進計画」という。) を策定しなければ ならない。
- 2 都道府県がん対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百 五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法 (平成 十四年法律第百三号) 第八条第一項に規定する都道府県健康増進計 画、介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業 支援計画その他の法令の規定による計画であって民建、医療又は福 <u> 社に関する</u>事項を定めるものと調和が保たれたものでなければな 245°
- を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価 を踏まえ、少なくとも五年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検 計を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努め なけんばならなく。

第三章 基本的施策

第一節 がんの予防及び早期発見の推進

(がんの予坊の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活 習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれの ある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に 関する啓発及び知識の普及その他のがんの予坊の推進のために必 要な施策を講ずるものとする。

(がん検診の質の向上等)

- 第十四条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、が ん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携 わる医療従事者に対する研修の幾会の確保その他のがん倹診の質 の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受 診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要 な施策を講がるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、がん検診によってがんに罹患している疑 いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療 を受けることを促進するため、必要な景霓の整備その也の必要な施 策を講がるものとする。
- Β及び地方公共団体は、前二項に規定する施策を効果的に実施する るため、がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努 めるものとする。

第一節 がんの予防及び早期発見の推進

(がんの予坊の推進)

第十二条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活 習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普 及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものと toroo

(がん倹診の質の向上等)

第十三条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、が ん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携 わる医療従事者に対する研修の幾会の確保その他のがん険診の質 の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受 診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要 な施策を講ずるものとする。

[뺥戰]

[楚戰]

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法、緩 **柜ケア(ぶんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しく** は精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその 療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護 その他の行為をいる。第十七条において同じ。) のうち医療として 提供されるものその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能 を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策 を購ずるものとする。

(医療機関の整備等)

無十七條 [器]

20 [器]

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

第十七条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて緩和ケア が診断の時から適切に提供されるようにすること、がん患者の状況 に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにす ること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連 携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生 第二節 がん医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成) 第十四条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法その 他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他 の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

無十月殊 [器]

22 [2]

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

第十六条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて<u>疼痛等の</u> 緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすること、 居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力 体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活の質 の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者

活(これに係るその家族の生活を含む。以下この条において同じ。) の質の進寺向上に関する研修の幾会を確果することをの也のがん 患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるもの かする。

(がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等)

- 提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、が ん患者 (その家族を含む。第二十条及び第二十二条において同じ。) に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものと やる。
- 2 国及び地方公共団体は、がんに係る調査研究の促進のため、がん 登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第二条 第二項に規定するがん登録(その他のがんの罹患、診療、転帰等の 状況の把握、分析等のための取組を含む。以下この項において同 じ。)、当該がん登録により得られた情報の活用等を推進するもの かかる。

第三節 研究の推進等

第十九条 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの | 第十八条 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの 予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及び がんによる死亡率の低下に資する事項並びにがんの治療に伴う副

の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとす vo°

(がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等)

- 第十八条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び 第十七条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び 提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、が ん患者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な 植策を講ずるものとする。
 - 2 国及び地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状 況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講 ずるものとする。

第三節 研究の准重等

予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及び がんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、

作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他 のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項についての研 究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ず るものとする。

- 2 前項の施策を講ずるに当たっては、罹患している者の少ないがん 及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な 配慮がなされるものとする。
- Β及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医 薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の 品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律 第百四十五号)の規定による製造販売の承認に資するようその治験 が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る有効な治療方法の 開発に係る<u>臨床研究等が円滑に行われる環境の整備のために必要</u> な施策を講ずるものとする。

第四節 がん患者の就労等

(がん患者の雇用の継続等)

第二十条 国及び地方公共団体は、がん患者の雇用の継続又は円滑な 就職に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及 び知識の普及その他の必要な施策を講げるものとする。

(がん患者における学習と治療との両立)

並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

[整款]

図 国及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医 薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の 品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律 第百四十五号)の規定による製造販売の承認に資するようその治験 が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る標準的な治療方法 の開発に係る<u>臨床研究</u>が円滑に行われる環境の整備のために必要 な施策を講ずるものとする。

[楚歌]

[整歌]

第二十一条 国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患 者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受 けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講 するものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支 援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援 するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第五節 がんに関する教育の推進

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及び がん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社 会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講 ずるものとする。

第四章 がん対策推進協議会

四項 (同条第八項において準用する場合を含む。) に規定する事項 を処理するため、がん対策推進協議会(以下「協議会」という。) を置く。

[整款]

[整戰]

[楚歌]

「海袋」

第四章 がん対策推進協議会

第二十四条 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第十条第 | 第十九条 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第九条第四 <u>項</u>(同条第八項において準用する場合を含む。)に規定する事項を 処理するため、がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)を

	の~4 [張] 継川十 <u>株</u> [磊]

○厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)(抄)(附則第二項関係)

(傍線部分は改正部分)

以 正 繁	影
と・3 「略」	る・3 「略」
・七の三~百十一 「略」	・七の三~百十一 〔略〕
こと。	こと。
一項に規定するがん対策推進基本計画の策定及び推進に関する	一頃に規定するがん対策推進基本計画の策定及び推進に関する
十七の二 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)第十条第	十七の二 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)
「~十七 〔略〕	第八条第一〜十七 〔略〕
第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するた	第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するた
(所掌事務)	(所掌事務)

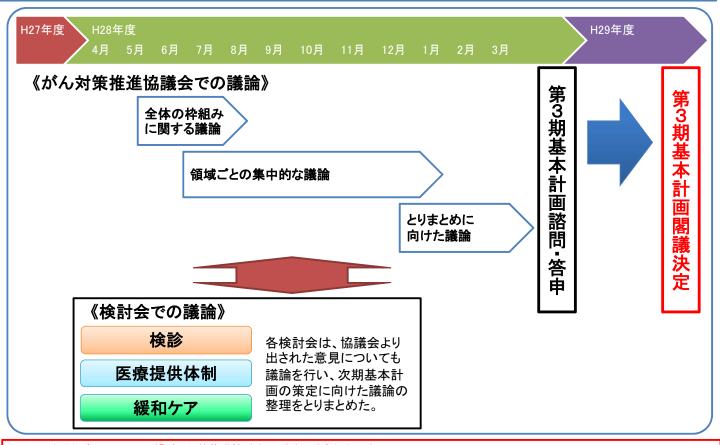
第3期がん対策基本計画(国)について



第3期がん対策推進基本計画について

厚生労働省健康局 がん・疾病対策課

がん対策推進基本計画の見直しに向けた議論の進め方(予定)



がん検診のあり方に関する検討会 議論の整理概要

これまで基本計画に基づき、がんの早期発見を目指し、受診率の向上や精度管理等に取組んできた。これまでの 現状と課題を踏まえ、今後のがん検診のあり方について議論を行い、平成28年11月に「議論の整理」を提示した。

現状と課題

わが国におけるがん検診の受診率

- 国は、平成28年までに受診率を50%とすることを目標 として、受診率向上施策を実施してきた
- 平成25年の受診率は、37.9%~43.4%となっている。 等

科学的根拠に基づくがん検診の実施及び精度管理

- 市町村がん検診の一部に、科学的根拠に基づかない検診 が実施されている。
- がん検診の精度管理ため精密検査受診率の向上が必要だ が、がん対策における目標値が定められていない。 等

市町村におけるがん検診の受診率及び算定方法

- 市町村がん検診の受診率が低い要因として、普及啓発の 不足や、利便性への配慮が十分でないことがある。
- これまでのがん検診の受診率は、同じ条件で市町村間の 比較を行うことができない。

等

職域におけるがん検診の質の向上等

- 職域におけるがん検診は、実施者により検査項目や対象 年齢など、実施方法が異なる。
- 職域におけるがん検診には、統一的なデータフォーマッ トがない。

今後の方向性

- 受診率向上に繋がる対策を講じ、一層の向上に努める。
- 第3期基本計画では、現在の50%よりも高い目標を設定す るべきである。

等

- 都道府県や市町村は、科学的根拠に基づいたがん検診の 実施と、精度管理に取り組むべきである。
- がん対策における精密検査受診率の目標値を、90%とす べきである。

等

- 市町村は、受診手続きの簡便化や、職域のがん検診との連 携、対象者名簿に基づく個別の受診勧奨・再勧奨、特定健 診とがん検診の同時実施等の受診率向上施策に取り組む。
- 市町村がん検診の受診状況について、市町村間で比較可能 な指標を定め、これを公表する。
- 職域におけるがん検診に対し、実施者が参考にすべきガ イドラインを策定する。
- 職域を含めた国全体のがん検診データを把握するための 仕組みについて検討するべきである。

がん診療提供体制のあり方に関する検討会 議論の整理概要

(背景)これまで基本計画に基づき、がん医療の均てん化を目指し、がん診療連携拠点病院を中心として医療体 制の整備に取組んできた。これまでの現状と課題を踏まえ、医療提供体制がどうあるべきかについて議論を行っ た。(平成28年10月)

現状と課題

がん診療提供体制について

- これまでがん医療の均てん化を目指し、標準的治療、が ん相談支援センター、緩和ケア等の取組を推進
- 拠点病院ごとに運用状況の格差がある一方、一律の基準 を定めることの困難さも指摘。
- 外来診療の役割の拡大

等

等

がん医療に関する相談支援と情報提供

- 拠点病院のがん相談支援センターの認知度が不十分
- 科学的根拠が無い情報の増加

がん診療連携拠点病院等における医療安全

• 特定機能病院において高度な医療安全管理体制を確保す るための医療安全に関する要件の見直しの施行 等

がんのゲノム医療

がんゲノム医療における治療法の選択を支持する遺伝力 ウンセリング体制、人材不足、必要な情報提供のあり方 の標準化等の課題

▶ がんの放射線治療

- 拠点病院におけるリニアックの普及
- 高精度放射線治療の整備に関する地域格差、担い手の不足
- 核医学治療や緩和的放射線照射の更なる整備の検討

今後の方向性

- 均てん化が必要な取組に関しては引き続き体制を維持
- ゲノム医療、一部の放射線治療、希少がん、小児がん、難治性がん等について一定の集約化がん以外の併存疾患への適切な対応
- 外来診療、後方支援施設、在宅医療等のあり方を検討

等

等

- 個人情報に留意した希少がん等の情報提供のあり方を検討
- 科学的根拠に基づく情報を提供する仕組みを検討

等

- 拠点病院の現状を勘案しつつ高いレベルの医療安全を求 める要件を設定
- がんゲノム医療実現のための検査の質、医療現場の体制 構築、人材育成、情報の取扱い等の検討
- 臨床現場や研究に還元するためのデータベースを整備

等

- 粒子線治療の集約化や都道府県を越えた連携の必要性、高 精度放射線治療に関する情報提供の推進
- RI内用療法へのアクセスや体制作りと必要な患者への緩 和的放射線照射の提供

等

がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会 議論の整理 概要

(背景)これまで緩和ケアの均てん化を目指し、拠点病院を中心に基本的な緩和ケア研修の実施、専門的な緩和ケアの体制整備等に取り組んできた。これまでの現状と課題を踏まえ、緩和ケアの更なる推進について議論の整理を行った。(平成28年12月)

現状と課題

▶ 緩和ケアの提供体制

- 緩和ケアの質に関する指標や基準が確立されていない。
- 専門的な緩和ケアの診療機能の維持向上等に課題がある。
- 施設全体の緩和ケアの連携が図られていない。
- 拠点病院以外の病院における緩和ケアの状況について十分把握できていない。
- 地域において、切れ目のない緩和ケアの提供体制が構築できていない。
- 緩和ケア病棟にも、緊急時のバックベッドとしての役割 等が求められている。 等

▶ 緩和ケア研修会、卒前・卒後教育

- 緩和ケア研修会の受講率は、拠点病院の主治医であっても 約半数に止まっている(平成27年9月時点)。
- 緩和ケア研修会の開催は、拠点病院の負担になっている。
- 様々なレベルの参加者に対応した目標設定ができていない。
- 緩和ケア研修会の効果判定が患者アウトカムでない。
- 卒前・卒後教育において、緩和ケアを学ぶ機会を確実に確保する必要がある。

▶ 医療用麻薬、介護、小児等、がん以外の疾患の緩和ケア

- 国民は、医療用麻薬に対する誤解がある。
- 介護する家族と患者が寄り添える療養環境の整備が不十分。
- 緩和ケアが小児・AYA世代の患者に十分に届いていない。
- がん以外の疾患に対する緩和ケアのニーズや臨床現場における実態がわかっていない。等

今後の方向性

- 緩和ケアの質を評価するための指標や基準を確立する。
- 専門的な人材の適正配置及び緩和ケアチームを育成する。
- 施設全体の緩和ケアの院内基盤として、緩和ケアセンター の機能を強化する。
- 拠点病院以外の病院における緩和ケアの実態を把握する。
- 地域で関係医療機関が定期的に意見交換する機会を設ける。
- 緩和ケア病棟の質の維持向上のため、2次医療圏における 緩和ケア病棟の機能分化等の有り方について検討する。等
- 拠点病院は、拠点病院以外の病院を対象として、緩和ケア 研修会の受講状況の把握とともに積極的な受講勧奨を行う。
- 緩和ケア研修会の講義部分に、e-learningを導入する。
- 全ての診療科医師が共通して受けられる基本的な内容と専門的な内容を組み合わせる等の見直しを検討する。
- 緩和ケア研修会の到達目標を明確化する。
- 拠点病院においては、全ての卒後2年目までの医師が緩和 ケア研修会を受講すべきである。
- 国民に対する医療用麻薬の適切な啓発、がん診療に携わる 医療従事者に対する適正使用の普及を図るための研修を実施する。
- 患者、家族が寄り添える療養環境を整備することを検討する。
- 小児・AYA世代に対する緩和ケアの連携・提供体制の整備を図る。
- がん以外の疾患に対する緩和ケアの実態調査を行う。 等